

平成22年6月9日 判決言渡

平成22年(行ケ)第10095号 審決取消請求事件(特許)

口頭弁論終結日 平成22年5月26日

判		決				
原	告	クロステック・キャピタル, リミテッド・ ライアビリティ・カンパニー				
訴訟代理人弁理士		奥	山	尚	一	
同		有	原	幸	一	
同		松	島	鉄	男	
同		広	瀬	幹	規	
被	告	特	許	庁	長	官
指	定	岩	崎	伸	二	
同		小	林	和	男	
同		田	村	正	明	

主 文

- 1 特許庁が不服2009-21205号事件について平成21年11月18日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、大韓民国に本店を有する現代電子産業株式会社が名称を「CMOSイメージセンサにおけるアナログデジタル変換装置」とする発明につき特許出願をし、その後、マグナチップセミコンダクター有限会社を経て当該出願に係る権利を譲り受けた原告が、拒絶査定を受けたので、これを不服として審判

請求をしたが、特許庁から審判請求を却下する旨の審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

- 2 原告が、取消事由として主張した争点は、請求人が拒絶査定不服審判請求期間を遵守したか(特許法121条, 4条), である。

第3 当事者の主張

1 請求の原因

(1) 特許庁における手続の経緯

現代電子産業株式会社は、1998年(平成10年)12月22日の優先権(大韓民国)を主張して、平成11年12月22日、名称を「CMOSイメージセンサにおけるアナログデジタル変換装置」とする発明について特許出願をし(特願平11-364894号, 公開公報は特開2000-261602号), その後、上記出願に係る権利が、順次、マグナチップセミコンダクター有限会社、原告に、それぞれ譲渡され、特許庁長官にその旨の出願人名義変更届が提出されたが、特許庁から平成21年6月26日付けで拒絶査定(以下「本件査定」という。)を受け、同年6月30日にその謄本が原告に送達された。

そこで、原告は、平成21年11月2日に、これに対する不服審判の請求(以下「本件審判請求」という。)をしたところ、特許庁は、上記請求を不服2009-21205号事件として審理した上、平成21年11月18日、「本件審判の請求を却下する。」との審決をし、その謄本は同年12月1日原告に送達された(出訴期間として90日附加)。

(2) 審決の内容

審決の内容は、別添審決写しのとおりである。その理由の要点は、本件審判請求は、特許法121条の規定により、査定の謄本の送達があった日から4月以内である平成21年10月30日までにされなければならないところ、本件審判請求は平成21年11月2日にされたから、期間経過後の不適

法な請求であり，その補正をすることができないものとして，特許法135条の規定により却下すべきである，というものである。

(3) 審決の取消事由

しかしながら，審決には以下のとおりの誤りがあるから，違法として取り消されるべきである。

ア 本件査定は，平成21年6月26日付けでなされ，その謄本は，平成21年6月30日に原告に送達された。その際，特許法121条1項に規定された3月の審判請求期間は，特許法4条の規定に基づき，特許庁長官の職権により1月延長された(合計4月)。

本件査定の謄本が原告に送達されたのは平成21年6月30日であり，特許法3条1項1号の規定により，拒絶査定謄本の送達日は期間の初日として算入されないから，本件審判請求の起算日は，平成21年7月1日となる。そして，審判請求期間は，起算日である同日から計算して4月となる。その末日は，特許法3条1項2号の規定により，平成21年10月31日となる。ここで，平成21年10月31日は，行政機関の休日に関する法律1条1項1号に掲げる土曜日に該当し，その次の日である平成21年11月1日は，同法1条1項1号に掲げる日曜日に該当する。したがって，本件審判請求期間の末日は，特許法3条2項の規定により，平成21年11月1日の翌日である平成21年11月2日となる。

しかしながら，審決は，「その拒絶をすべき旨の査定に対する審判の請求は，特許法第121条の規定により査定の謄本の送達があった日から4月以内である平成21年10月30日までにされなければならない...」(2頁12行～14行)と，誤った認定・判断をしている。

イ これに対し原告は，平成21年11月2日に審判請求を行っていることから，本件審判請求は法定期間内に適法に行われたものである。

したがって，審決が，「本件審判の請求は平成21年11月2日にされて

いるので，上記法定期間経過後の不適法な請求であり，その補正をすることができないものである。したがって，本件審判の請求は，特許法第135条の規定により却下すべきものである。」(2頁14行～18行)と認定・判断したことは誤りであるから，審決は取り消されるべきである。

2 請求原因に対する認否

請求原因(1)ないし(3)の各事実は認める。

第4 当裁判所の判断

1 請求原因(1)(特許庁における手続の経緯)，(2)(審決の内容)，(3)(審決の取消事由)の各事実は，当事者間に争いがない。

そうすると，平成21年11月2日になされた本件審判請求は，法定期間を経過していない適法なものといえるから，その請求を法定期間経過後の不適法なものとし特許法135条の規定により却下すべきであるとした審決の判断は誤りである。

2 結論

以上のとおりであるから，原告の請求を認容することとして，主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所 第2部

裁判長裁判官 中野哲弘

裁判官 清水節

裁判官 古谷健二郎

